

2025 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
森六株式会社
代表取締役社長 黒瀬 直樹

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
森六テクノロジー・オーバーシーズ・
ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森田 和幸

森六株式会社（2025 年 4 月 1 日付で森六ホールディングス株式会社から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び森六テクノロジー・オーバーシーズ・ホールディングス株式会社（2025 年 4 月 1 日付で森六テクノロジー株式会社から商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 1 月 30 日付け吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の外国法人管理事業以外のすべての事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりであります。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の本吸収分割の差止請求手続きについて（会社法第 784 条の 2）

吸収分割会社は、略式分割（会社法第 784 条第 1 項）に該当するため、手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 785 条）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、手続きは行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続きについて（会社法第 787 条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、手続きは行っておりません。

(4) 債権者の異議手続きについて（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 3 項の規定に基づき 2025 年 2 月 7 日付で官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の本吸収分割の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社は、簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、2025 年 2 月 7 日付で株主に対して、吸収分割をする旨並びに吸収分割会社の商号及び住所に係る電子公告を行いましたが、吸収分割承継会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議手続きについて（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 3 項の規定に基づき 2025 年 2 月 7 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社が営む外国法人管理事業以外のすべての事業に関して有する権利義務を、本吸収分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

なお、本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額（暫定額）は、以下のとおりであります。

資産：16,400 百万円

負債：10,600 百万円

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定であります。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上